

上富田町産後ケア事業のご案内

(お問い合わせ先)

保健センター 0739-47-5300

産後ケア事業とは

分娩施設退院後から産後1年未満の間、心身の不調又は育児不安や育児支援の不足等でお困りのお母さんと赤ちゃんを支援する事業で「短期入所(ショートステイ)」「通所(デイサービス)型」「居宅訪問(アウトリーチ)型」があります。

対象者

上富田町の住民であり、体調や育児に不安や悩みのある、**出産後1年までのお母さんと赤ちゃん**です。
※お母さん又は赤ちゃんが、感染性疾患(インフルエンザ、水痘、風疹など)を罹患している又は罹患の疑いがある場合やお母さんの心身の不調で入院加療の必要性が認められた場合は、ご利用いただけません。

※赤ちゃん、お母さんに医療行為の必要のある方は対象とはなりません。

ケア内容

短期入所(ショートステイ)型: お母さんと赤ちゃんが施設に宿泊して育児支援を受けることができます。

通所(デイサービス)型: お母さんと赤ちゃんが日中に施設で育児支援を受けることができます。

居宅訪問(アウトリーチ)型: ご自宅へ訪問させていただき、育児支援を受けることができます。

※授乳等育児相談や指導、お母さんの体調チェック、乳房に関する指導管理、沐浴指導、乳児の発達チェックや子育てに関する相談、指導等必要に合わせてのケア内容となります。

利用回数

短期入所(ショートステイ) : 7日間まで(1人1回のみ利用可能)

通所(デイサービス)型・居宅訪問型を合わせて : 10回まで(1回1時間の利用ができます)

*施設の利用状況によりご希望通りにご利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申請方法

出産後、上富田町役場 保健センターまで申請。

①ご本人又はご家族が、母子健康手帳をご持参し窓口へお越しください。

②申請後、利用券を交付します。

ご利用にあたっての注意点

- ・利用前に実施機関へ予約をしてください。
- ・利用券は実施機関へ忘れずにお渡しください。自己負担料金は利用実施機関へお支払いください。
- ・実施機関の利用状況により、ご希望通りにご利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・サービス利用後の心身の状況について、実施機関から町へ報告をいただきますのでご了承ください。
- ・上富田町から転出をされた場合はご利用できません。

利用できる実施機関、自己負担料金は裏面です

実施機関 利用される場合、必ず予約をしてください。

【短期入所(ショートステイ)型】 利用券をお渡しさせていただきます。

※(例)1泊2日の場合は、2日分の料金が必要となります。5,000円×2日=10,000円

☆上富田町

実施機関名	住所	対象者	利用期間 限度	1日の自己負担料金
新生助産所	市ノ瀬 2256-15 TEL 090-9057-3807	産後12か月まで	7日間	5,000円

☆田辺市

実施機関名	住所	対象者	利用期間 限度	1日の自己負担料金
榎本産婦人科 〔注1〕	田辺市湊 8-26 TEL 0739-22-0019	産後1か月まで	7日間	直接お問い合わせください。
ちひろ助産院	田辺市朝日ヶ丘 3-20 TEL 0739-22-1138	産後6か月まで	3日間	5,000円
福助産院	田辺市明洋 2丁目 10-36 TEL 0739-25-5193	産後12か月まで	7日間	5,000円

〔注1〕 榎本産婦人科で出産された方のみ

【通所(デイサービス)型・居宅訪問(アウトリーチ)型】

通所型と居宅訪問型合わせて10回分の利用券をお渡しさせていただきます。

利用券1枚で、1時間利用できます。

※(例)通所(デイサービス)型 2時間利用の場合、利用券2枚、自己負担料金1,000円になります。

☆上富田町:(対象者)産後12か月まで

実施機関名	住所・電話番号	(通所型) 自己負担料金 1回1時間 500円	(居宅訪問型) 自己負担料金 1回1時間 1,500円
新生助産所	市ノ瀬 2256-15 TEL 090-9057-3807	○	○
ちえの和助産院	岩田 2200-2 TEL 090-9053-2270	○	○

☆田辺市:(対象者)施設により異なります。

実施機関名	住所・電話番号	(通所型) 自己負担料金 1回1時間 500円	(居宅訪問型) 自己負担料金 1回1時間 1,500円
榎本産婦人科 〔注1〕	田辺市湊 8-26 TEL(0739)22-0019	○ 対象者:産後1か月まで	—
ちひろ助産院	田辺市朝日ヶ丘 3-20 TEL(0739)22-1138	○ 対象者:産後12か月まで	○ 対象者:産後12か月まで
福助産院	田辺市明洋 2丁目 10-36 (0739)25-5193	○ 対象者:産後12か月まで	○ 対象者:産後12か月まで

〔注1〕 榎本産婦人科で出産された方のみ